

第2回 石川県最低賃金専門部会 議事録

開催日時	令和7年8月6日 水曜日 9時30分～11時20分			
開催場所	金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室			
出席委員	公益代表委員	奥井めぐみ	木村 弘	舟橋 秀明
	労働者代表委員	九野 光佑	西田 翔	南 芳雄
	使用者代表委員	敷波 利子	橋本 政人	山下 活博
	欠席委員	なし		
	事務局	細貝労働基準部長	河野賃金室長	石間賃金室長補佐
		南出給付調査官	春名賃金調査員	
議題	1 開会			
	2 議題			
		(1) 令和7年度地域別最低賃金の目安について		
		(2) ①資料説明		
		②石川県最低賃金の金額改正について		
	3 閉会			
議事内容	<ul style="list-style-type: none"> 別紙のとおり 			

令和7年度 第2回石川県最低賃金専門部会 議事録

令和7年8月6日（水）

9時30分～11時20分

金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室

【木村部会長】 それでは定刻となりましたので、第2回石川県最低賃金専門部会を開会いたします。

専門部会の成立状況について報告をお願いします。

【事務局】 補佐 本日は全委員にご出席をいただいております。現在、委員9名中9名のご出席で最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数、委員の3分の2以上または公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

なお本日の専門部会は公開となっておりますが、傍聴希望者は0名でございました。

【木村部会長】 議事に入る前に本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益委員は私木村が行います。労働者側南委員にお願いいたします。使用者側橋本委員にお願いいたします。

それでは議題に入ります。中央最低賃金審議会から厚生労働大臣宛て答申される令和7年度地域別最低賃金額改定の目安の状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 室長 昨年もございましたが、中央最低賃金審議会から会長のメッセージ動画が届いておりますので、こちらをご観聽いただきます。目安に関する資料は本日お配りさせてもらいました別冊2となっておりますので、そちらと共にご覧ください。モニター画面が見づらい方は、観聽の間、窓際のイスなども利用して見やすいところに移動していただければと思います。

観聽が終わった後に、簡単に別冊2の資料について説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【中央最低賃金審議会 藤村会長メッセージ】

今年度も、目安の位置付けの趣旨や、中央最低賃金審議会がとりまとめた令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいた。今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたい。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものである。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものである。

引上げ額検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがあるが、基本的な考え方を改めて申し上げると次のとおりである。

まず、最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっている。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されている。その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっている。また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められている。

近年の主な配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正である。

次に目安について、詳しく申し上げる。令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたい。従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることであれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものである。

地方最低賃金審議会におかれでは、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけてほしい。

令和7年度目安のポイント、目安の位置付けについて御理解いただいた上で、今年度の目安に関する公益委員見解のポイントを御説明する。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねた。3要素のうち何を重視するかは、年によって異なるが、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。

まず「労働者の生計費」について、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」を基準に議論を行ってきた。こういった中、今年度の物価について丁寧に議論をし、足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の7割を占めていることや、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると近年上昇傾向にあり、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっていること、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.5%と、更に高い水準になっていることなどを公労使で確認した。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としてみた消費者物価指数の「頻繁購入」にだけに含まれるものではなく、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む「1か月に1回程度購入」や、そのどちらにも含まれない穀物を含む「食料」、生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」等の生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断した。

こういった中、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか1つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようという議論になり、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えて、4つの指標を追加的にみることにした。具体的には、「頻繁購入」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4つである。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%であったが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案した。なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げると、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%の高い水準になっている。

次に、「賃金」については、連合、経団連、日商、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認された。賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致した。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払

能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行った。

支払能力については、決め手となる指標がなかなかないわけだが、例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認した。その際、資本金規模が1,000万円未満の企業が厳しい等のデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識したが、全体として支払能力は改善傾向であった。

さて、今年度示した目安について、これまでの説明と重複はあるが、3要素のデータを総合的に勘案して目安を示すにあたっては、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目した。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意した。具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することとした。

次に、ランクごとの目安額について。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれており、中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことは意識してきた。

そういった中、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の上昇率が、Aランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と考えた。

具体的には、Aランク63円・5.6%、Bランク63円・6.3%、Cランク64円・6.7%である。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものである。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめている。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、

適宜参考とされたい。なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中であった。これについては、早速労働局には伝達されていると承知しているので、適宜参考にされたい。

発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がっている。

こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に議論を行うよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望する。

最後に以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を重ねてきたところである。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果について注目している。

【事務局】室長

ご視聴ありがとうございました。

本日お配りさせていただきました、資料の別冊2というところを少しご覧ください。一枚めくっていただきますと、これが目安答申の時のとりまとめたものを厚生労働省の方がプレス発表した資料になります。さらに一枚めくつていただければ、裏面に別添ということで、添付されている資料が付いております。この、別紙1令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解参考資料というところを、会長は抜粋して説明されたことになります。この別紙1を後で見ていただければと思います。それともう一つが、その後ろにある別紙2に中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告というのがついております。こちらの方に労働者側見解と、使用者側見解が出ておりますので、またこちらの方も参考にご覧いただければと思います。

【木村部会長】

ただ今の視聴いただいた内容について何か質問等ござりますか。

なければ今年度の改正金額と発効日については中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告の内容を参考にして、本専門部会で審議していくことと

したいと思います。

それでは議題（2）①資料説明に入ります。事務局から配布資料について説明をお願いします。

【事務局】補佐

本日、配付させていただいた資料について説明をいたします。

13ページは、委員からの提出資料でございます。こちらをご覧ください。こちらの資料をめくっていただきますと、労働者代表委員から連合石川さんが取りまとめられました、2025最低賃金に関するアンケート結果、こちらの方が提出されましたので本専門部会の資料としてお付けをさせていただいております。

【木村部会長】

労働者代表委員からこのアンケート結果について補足のご説明などござりますか。

【南委員】

今年もこのようにアンケートを実施させていただきました。今年については、6月2日から7月18日にかけて、webの方で実施してきたところでございます。件数は、昨年より約300件ほど減っておりまして、1,052件ということでございます。順に言いますと性別については男性が7割近くということで、雇用形態については、ほぼ正社員ということでございました。年齢については40代30代50代の順でということでございます。石川県最低賃金の金額を知っていますかということにつきましては、今回42.9%ということで、昨年が40.4%ということでございますので、若干知っている方が増えたということではありますが、まだまだやっぱり知らない方が多いということでございますので、周知が必要なのかと思っております。

また、5の生活原資としては、少ないっていうことでございますので、またいくら位が妥当かということでいきますと1,100円以上ということでこちらが50%近く、合わせると50%に近いということでございますので、これぐらいを求めていかなきやいけないかなと思っています。

また、合わせて7月25日には街頭キャンペーンということで、最低賃金の周知を含めたキャンペーンを実施してきました。こちらでは街頭でお昼から武蔵の方では、現在の984円の最賃が安いのか高いのかということで、シールアンケートの実施をさせていただきました。約40人近くの方に回答していただきましたが、全員が安いという回答ということも報告しておきます。

【木村部会長】

それではアンケート結果も念頭の置きつつ、今後の審議を進めていくことにしたいと思います。

事務局はその他の資料を説明してください。

【事務局】室長

本日配布させていただいた資料について説明をいたします。全体で、1ページから19ページまでそれと別冊となっています。

1ページから10ページまでは、日本銀行が、年4回の政策委員会・金融政策決定会合において、先行きの経済・物価見通しや上振れ・下振れ要因を詳しく点検し、そのもとでの金融政策運営の考え方を整理した「経済・物価情勢の展望」いわゆる展望レポートを決定し、公表している資料になります。

12ページは、木村会長より要望がありました、金沢市の食料関係の消費者物価指数の対前年上昇率の推移を示す資料になります。見ていただければ全国値より高い上昇率になっております。

13ページ以降は、今ほど南委員より提出された「連合石川2025最低賃金に関するアンケート結果」になります。

別冊1は、前回までに提出できなかった、中央最低賃金審議会で開催された目安に関する小委員会の第6.7回の配付資料になります。めくっていただきまして第6回の方は主要指標の部分が少し更新されたものと委員からの追加要望資料として、エンゲル係数の推移のことが添付されております。

続いて第7回小委員会報告につきましても同じように更新部分のみの抜粋ということで足元の経済指標に関する補足資料と主要統計資料の分が付いております。この中で主要統計資料の中ほどの「パートタイム労働者の1求人当たりの募集額」の平均額と下限額、資料ページで言えば37.38ページと表記されているものについて2025年の6月分が新たに数値として入れられましたのでその最新版が更新されたことになります。

別冊2は、先ほど会長のメッセージ動画を視聴する際に使用した「令和7年度地域別最低賃金額決定の目安について」になり、厚生労働省がプレス発表した資料になります。

【木村部会長】

只今の資料説明について何か質問等ありますでしょうか。

それでは議題2（2）②石川県最低賃金の改正金額についてへ移ります。

本日は2回目の専門部会ですので、具体的な金額について、労使双方から個別にご意見をお聞きしたいと思っております。

なお第1回専門部会におきましては、労働者側からは、春闘の結果を波及さ

せたい、隣県特に富山県に追いついていく姿勢を気にしている、能登の状況を注視する必要がある。使用者側からは、継続的な支援が受けられるような政策や環境整備が必要である、発展して可処分所得が増えるような将来像を描ける状況にあるというのが賃上げを考える上で必要である。また双方からは議論を深めて全会一致に向けて話を進めたいとの意見をいただいております。

それでは個別にご意見をお伺いする前に、この場にて第1回専門部会でお聞かせいただいた統括的なご意見に追加しておくべき、ご意見、ご指摘がございましたら、お聞きしたいと考えております。

まず、労働者側の皆さん、いかがでしょうか。

それでは個別の方でお伺いしたいと思います。

それでは使用者側の皆さんこの場でのご意見ございますか。

それでは一旦部会を休憩いたしまして、それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思います。事務局は控え室について案内をお願いします。

【事務局】補佐

労働者側の控え室は第4会議室を、使用者側の控室は第3会議室をご用意しております。

(公労・公使折衝)

【木村部会長】

部会を再開いたします。

本日は労使双方からご意見をお聞きしました。双方の主張内容について確認したいと思います。

まず労働者側からは、生活に密接に関係して、食料品の物価について、金沢の指標が全国よりも高いという点ですとか、あるいは富山との差14円っていうこの差を早急に埋めるべきであろうというご意見をいただいております。

使用者側からは、まず、目安の63円について、実際の賃上げ幅との差を考えても高いのではないかと、本来的には実際の賃上げ幅で賃上げした方が継続性があるのではないかというご意見ですとか、隣県との格差っていうのは埋めていくべきとは考えてはいるが、そのスピードが問題となるのではない

か。あとは発効の準備期間は、賃上げの金額が大きくなるのであれば、発効の準備期間を確保する必要性があると考えるので、その発効日も検討すべきではないかということを伺っております。

しかしながら、賃上げの必要性は当然考えているよというご意見をいただいております。本日のところは具体的な金額の提示というのはございませんでしたので、今後も審議を進めていきたいと考えております。

従前お話していましたが、明日予備日になっておりましたけれど、明日8月7日も専門部会を開催するという方向で考えております。

それでは本日はこれで終了したいと思います。

是非とも諸般の事情の状況をご検討いただき、全会一致での結審とするようご協力いただけたらと思います。その他何かございませんでしょうか。

他にないようでしたら、次の案内を事務局からお願いいたします。

【事務局】補佐

次回専門部会は、8月7日木曜日、午前9時30分から本日と同じ2階会議室で開催をさせていただきます。

【木村部会長】

それでは、これで本日の専門部会を終わります。